

2022年6月16日

株主各位

オーケー食品工業株式会社
代表取締役社長 大重 年勝
(コード番号：2905 東証スタンダード)
問い合わせ先
専務取締役管理本部長 城後 精二
電話 (0946) 22-2000

(訂正) 法定事前開示書類 (株式交換) の一部訂正について

2022年6月8日に公衆の縦覧に供した法定事前開示書類の記載について、以下のとおり訂正いたします。訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

(訂正前)

5. 計算書類等に関する事項 (会社法施行規則第184条第1項第4号)

(1) ニップンの最終事業年度に係る計算書類等の内容

ニップンの最終事業年度 (2021年3月期) に係る計算書類等の内容は、別紙3のとおりです。

(3) 当社及びニップンにおける最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

(a) 当社は、2022年3月28日開催の取締役会において、ニップンを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は別紙1をご参照ください。

(b) 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式 (本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。) の全部を、基準時までには消却する予定です。

② ニップン

(a) ニップンは、2021年2月18日開催の取締役会において、迅速な意思決定による事業戦略の策定及び効率的な経営体制の構築を目的として、ニップンの完全子会社である東福製粉株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2021年4月1日付で吸収合併いたしました。

(b) ニップンは、2021年2月25日開催の取締役会において、迅速な意思決定と施策の実行を図り、品質・コスト競争力をより強固なものとするのが可能な製販管一体となった事業組織を整えることを目的として、ニップンの完全子会社であるニップン冷食株式会社が保有している冷凍食品事業を譲り受けることを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結し、

2021 年 4 月 1 日に当該事業を譲り受けています。

- (c) ニッポン及び一部の連結子会社は 2021 年 7 月 7 日にサイバー攻撃を受けたことで、システム障害が発生いたしました。その結果、決算スケジュールへの多大な影響があったほか、本件の調査を依頼している外部専門家へのコンサルタント費用及びシステム停止直後の受注出荷対応によって生じた緊急配送の運賃等の諸費用の負担が発生いたしました。
- (d) ニッポンは、2022 年 2 月 18 日開催の取締役会において、従前より取得しておりました愛知県知多市の用地への新たな製粉工場建設、及び名古屋工場(愛知県名古屋市港区)と大阪工場(大阪府大阪市大正区)の閉鎖を決定いたしました。併せて神戸甲南工場(兵庫県神戸市東灘区)の設備増強を行い、名古屋工場と大阪工場の生産は新工場と一部神戸甲南工場に移管します。
- (e) ニッポンは、2022 年 3 月 28 日開催の取締役会において、ニッポンを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は別紙 1 をご参照ください。

(訂正後)

5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号)

(1) ニッポンの最終事業年度に係る計算書類等の内容

ニッポンの最終事業年度(2022 年 3 月期)に係る計算書類等の内容は、別紙 3 のとおりです。

(3) 当社及びニッポンにおける最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)の全部を、基準時まで消却する予定です。

② ニッポン

該当事項はありません。

また、下記のとおり別紙 3 において、ニッポンの 2022 年 3 月期に係る計算書類等を開示しております。

以上

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める書面)

2022年6月8日

オーケー食品工業株式会社

2022 年 6 月 8 日

株式交換に係る事前開示事項

福岡県朝倉市小田 1080 番地 1
オーケー食品工業株式会社
代表取締役社長 大重 年勝

当社と株式会社ニッポン（以下「ニッポン」といいます。）は、それぞれ、2022 年 3 月 28 日付の取締役会決議により、ニッポンを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、当社はニッポンと株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）

別紙 1 のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 1 号）

（1）交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	ニッポン (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.63
本株式交換により交付する株式数	ニッポンの普通株式：1,140,964 株（予定）	

（注 1）株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1 株に対して、ニッポンの普通株式（以下「ニッポン株式」といいます。）0.63 株を割当交付いたします。ただし、ニッポンが保有する当社株式 1,890,914 株（2021 年 9 月 30 日時点）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

（注 2）本株式交換により交付するニッポン株式の株式数

ニッポンは、本株式交換に際して、本株式交換によりニッポンが当社の発行済株式（ただし、ニッポンが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、ニッポンを除きます。）に対して、その所有する当社株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数のニッポン株式を割当交付する予定です。ニッポンは、かかる交付にあたり、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時までに消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、当社の自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

（注 3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ニッポンの単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、ニッポン株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、ニッポンの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをニッポンに対して請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（1 単元（100 株）への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及びニッポンの定款第 8 条に基づき、ニッポンの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ニッポンに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元 100 株となる数のニッポン株式を売り渡すことを請求し、これをニッポンから買い増すことができる制度です。

（注 4）1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ニッポン株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様については、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当するニッポン株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(a) 割当ての内容の根拠及び理由

ニッポン及び当社は、本株式交換に用いられる上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ニッポンは大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

ニッポンにおいては、下記（３）①「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、ニッポンの第三者算定機関である大和証券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、ニッポンの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、当社においては、下記（３）①「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である野村證券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの助言、当社がニッポンに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びに支配株主であるニッポンとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、その詳細については下記（３）①「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」をご参照ください。）からの指示、助言及び2022年3月28日付で受領した答申書の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。そして、本株式交換比率については、下記（b）（イ）

「算定の概要」に記載のとおり、妥当といえることも踏まえ、当社の少数株主の皆様の利益に資するとの判断に至りました。以上のような協議・結果を踏まえ、当社において、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、ニッポン及び当社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、ニッポン及び当社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

(b) 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称及び両社との関係

ニッポンの第三者算定機関である大和証券及び当社の第三者算定機関である野村證券はいずれも、ニッポン及び当社の関連当事者には該当せず、ニッポン及び当社からは独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(イ) 算定の概要

大和証券は、ニッポンについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2022年3月25日を算定基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。市場株価法においては、2022年3月25日を算定基準日として、東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、当社より提供された財務予測をニッポンが独自に検討し、2022年3月期から2027年3月期における財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。

なお、ニッポン株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
ニッポン	当社	
市場株価法	市場株価法	0.587～0.620
	DCF法	0.217～0.783

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、当社及びニッポンから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負

債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、2022年3月25日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、大和証券が DCF 法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでおります。具体的には、2025 年 3 月期において、市況改善に伴う売上高の回復及び製品販売価格の値上げによる売上高増加に加え、2022 年 3 月期に竣工した新工場に係る減価償却負担の軽減により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、2026 年 3 月期及び 2027 年 3 月期において、市況改善に伴う売上高の回復及び 2022 年 3 月期に竣工した新工場に係る減価償却負担の軽減により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としております。

野村證券は、ニッポンについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を採用して算定しました。

当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法をそれぞれ採用して算定を行いました。各評価手法におけるニッポン株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.57～0.62
DCF 法	0.36～0.78

なお、市場株価平均法については、2022 年 3 月 25 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日から遡る 5 営業日、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF 法では、当社が作成した 2022 年 3 月期から 2027 年 3 月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。DCF 法における継続価値の算定については永久成長率法を採用しております。具体的には割引率は 5.00%～6.00%を使用しており、永久成長率は-0.25%～0.25%として算出しております。野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びそ

の関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測その他将来に関する情報については当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は 2022 年 3 月 25 日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券が DCF 法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023 年 3 月期、2024 年 3 月期、2025 年 3 月期、2026 年 3 月期及び 2027 年 3 月期において、新型コロナ感染拡大時における売上減少分の回復及び 2023 年 3 月期に実施する製品販売価格の値上げによる売上増加、2022 年 3 月期に竣工した新工場の本格稼働による生産効率の向上及び減価償却負担の軽減、並びに、大豆を中心とする主要原材料の調達価格改善等の累積効果によるコスト削減により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

（２）本株式交換対価としてニッポン株式を選択した理由

当社及びニッポンは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるニッポン株式を選択しました。ニッポン株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社の株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、その効力発生日（2022 年 7 月 25 日を予定）をもって、当社はニッポンの完全子会社となり、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2022 年 7 月 21 日付で上場廃止（最終売買日は 2022 年 7 月 20 日）となる予定です。ただし、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換により当社の株主の皆様が割り当てられるニッポン株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も東京証券取引所での取引が可能であることから、基準時において当社株式を 159 株以上保有し、本株式交換によりニッポン株式の単元株式数である 100 株以上のニッポン株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可

能性はあるものの、1 単元以上の株式については引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において 159 株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、ニッポン株式の単元株式数である 100 株に満たないニッポン株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするニッポンの配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、ニッポンに対し、その保有する単元未満株式を買取することを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式をニッポンから買増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記(1) ①「本株式交換に係る割当ての内容」の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記(1) ①「本株式交換に係る割当ての内容」の(注4)「1 株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である 2022 年 7 月 20 日(予定)までは、東京証券取引所において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

① 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)

本株式交換は、ニッポンが、既に当社株式 1,890,914 株(2021 年 9 月 30 日)現在の発行済株式総数 3,718,141 株から自己株式数 16,173 株を減じた株式数に占める所有割合にして 51.07%)を保有しており、当社はニッポンの連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含みます。)を実施しております。

(a) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ニッポンは、ニッポン及び当社から独立した第三者算定機関である大和証券を選定し、2022 年 3 月 25 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(1) ②(b)「算定に関する事項」をご参照ください。

他方、当社は、ニッポン及び当社から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2022 年 3 月 28 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(1) ②(b)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、ニッポン及び当社は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(b) 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとしてニッポンは中村・角田・松本法律事務所を、当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、中村・角田・松本法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、いずれもニッポン及び当社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

(c) 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、2022 年 1 月 12 日、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、ニッポンと利害関係を有しておらず、当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている家永由佳里氏（弁護士 徳永・松崎・斎藤法律事務所）及び当社の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている古賀知行氏（弁護士 さくら咲き法律事務所）並びに長谷川臣介氏（公認会計士 長谷川公認会計士事務所）の 3 名により構成される本特別委員会を設置し、本株式交換を検討するに当たって、本特別委員会に対し、（i）本株式交換の目的は合理的と認められるか（本株式交換が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、（ii）本株式交換の条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性が担保されているか、（iii）本株式交換において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び（iv）上記（i）から（iii）のほか、本株式交換は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下（i）乃至（iv）を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問しました。

本特別委員会は、2022 年 1 月 17 日から 2022 年 3 月 25 日までに、会合を合計 11 回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず、当社が選任した第三者算定機関である野村証券及び法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、当社からは、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となる当社の財務予測の作成手続及び内容、本株式交換の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、ニッポンに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、ニッポンから、本株式交換の

目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換を選択した理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、ニッポンに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受けております。さらに、当社は、山田コンサルティンググループ株式会社及び税理士法人山田&パートナーズ（以下、両社を総称して「山田コンサル」といいます。）に対して、ニッポンに対する財務・税務デュー・ディリジェンス（本特別委員会にて山田コンサルがニッポン及び当社との間に重要な利害関係を有していないことを確認しております。）の実施を依頼し、本特別委員会は、山田コンサルから財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受けております。加えて、当社の第三者算定機関の野村證券から株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本特別委員会は、ニッポンと当社との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、ニッポンから本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、ニッポンとの交渉過程に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換は、当社の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2022年3月28日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

(d) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した2022年3月28日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役7名のうち、大重年勝氏及び太田伸一氏は過去10年以内にニッポンの役職員であったため、利益相反を回避する観点から、大重年勝氏及び太田伸一氏を除く5名の取締役による審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。

また、上記の取締役会においては、当社の監査役3名のうち、布施谷剛氏はニッポンの役職員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、布施谷剛氏を除く他の2名の監査役が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

(4) 完全親会社となるニッポンの資本金及び資本準備金の額に関する事項

本株式交換により増加するニッパンの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| ① 資本金の額 | 会社計算規則第 39 条に従いニッパンの別途定める額 |
| ② 資本準備金の額 | 会社計算規則第 39 条に従いニッパンの別途定める額 |
| ③ 利益準備金の額 | 0 円 |

上記資本金及び準備金の額は、ニッパンの資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号）

（1）完全親会社となるニッパンの定款の定め

別紙 2 のニッパンの定款の写しをご参照ください。

（2）交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

ニッポン株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

ニッポン株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社等）において取引の媒介、取次等が行われています。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

（3）交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2022 年 3 月 28 日）の前営業日を基準として、1 ヶ月間及び 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部におけるニッポン株式の終値の平均は、それぞれ 1,690 円及び 1,672 円です。また、ニッパンの最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

（4）ニッパンの過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

ニッポンは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

（1）ニッパンの最終事業年度に係る計算書類等の内容

ニッポンの最終事業年度（2022 年 3 月期）に係る計算書類等の内容は、別紙 3 のとおりです。

（2）ニッポンの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

（3）当社及びニッポンにおける最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時までには消却する予定です。

② ニッポン

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号）

会社法第 789 条第 1 項第 3 号の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

別紙 1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

2022 年 3 月 28 日

株式交換契約書

株式会社ニッポン（以下、「甲」という。）及びオーケー食品工業株式会社（以下、「乙」という。）は、2022年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社ニッポン

住所：東京都千代田区麹町四丁目8番地

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：オーケー食品工業株式会社

住所：福岡県朝倉市小田1080番地1

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株主（第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に0.63を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.63株の割合（以下、「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適切に定める金額とする。

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、2022年7月25日とする。ただし、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により本契約について株主総会の決議による承認が必要となった場合は、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約その他本株式交換に必要な事項について株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約その他本株式交換に必要な事項について株主総会の決議による承認を求める。

第7条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社（但し、甲については乙及びその子会社を除く。）をして、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社（但し、甲については乙及びその子会社を除く。）をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行う場合は、事前に相手方当事者と協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（剰余金の配当）

1. 甲は、2022年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり20円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主

の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部につき基準時をもって消却するものとする。

第 10 条（本株式交換の条件変更等）

1. 本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方当事者が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方当事者に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに第 6 条第 2 項に規定する乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii)甲において、第 6 条第 1 項ただし書の規定による株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii)国内外の法令に基づき本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って必要な関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合、又は(iv)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 12 条（合意管轄裁判所）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年3月28日

甲 東京都千代田区麹町四丁目8番地
株式会社ニッポン
代表取締役社長 前鶴 俊哉



上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年3月28日

乙 福岡県朝倉市小田 1080 番地 1
オーケー食品工業株式会社
代表取締役社長 大重 年勝



別紙2 ニッポン定款

次ページ以降をご参照ください。

株式会社ニッポン 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ニッポンと称し、英文ではNIPPON CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1.小麦その他農産物を原料とする物品及び飼料の製造
- 2.前号の原料及び製品の売買
- 3.食料品の製造及び売買
- 4.酒類の売買
- 5.飲食店及びスポーツ施設の経営
- 6.食品産業用及び粉粒体用機器、装置の設計、製作及び売買並びにそれらの設置工事の請負
- 7.医薬品、医薬部外品、試薬及び化粧品の製造及び売買
- 8.倉庫業、港湾運送事業及び貨物自動車運送事業
- 9.不動産の売買、賃貸借及び管理
- 10.損害保険代理業
- 11.有価証券の保有及び運用
- 12.経営コンサルタント業
- 13.コンピュータによる情報処理及びその情報提供並びにそのソフトウェアの開発、販売及び賃貸
- 14.前各号に附帯する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会

3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3億株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。

②社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第17条 当会社の取締役は、15名以内とする。

②前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって、取締役会会長、副会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会会長がこれを招集し、議長となる。

②取締役会会長に欠員又は事故があるときは、社長が、社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行
(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(相談役、顧問)

第28条 取締役会は、その決議によって相談役及び顧問を定めることができる。

(取締役との責任限定契約)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第34条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第196回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。

以 上

別紙3 ニップンの最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響が続く中で、ワクチン接種の普及により経済活動正常化の動きも見られましたが、新たな変異株の発生により感染が再拡大するなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

食品業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、デリバリーサービスの伸長や肉食の増加といった、巣ごもり需要の拡大等、個人消費が大きく変化していることに加え、原材料価格高騰の影響が懸念されております。

当社グループにおきましては、コスト削減や販売の強化を軸に既存事業をより強固なものとし、今後成長が見込まれる分野に対して積極的な投資を行い、未曾有の事業環境下においても柔軟に取り組むことで事業基盤強化に努めております。

昨年4月には、当社は東福製粉株式会社を合併いたしました。これにより、東福製粉株式会社は「福岡那の津工場」となり、当社の製粉事業は全国8工場体制となりました。製造や物流の効率化を図ることで、更なる競争力強化につなげていきます。

また、同じく昨年4月に、当社は急速に拡大する冷凍食品市場の需要に対応するため、ニッポン冷食株式会社から生産設備を譲受け、当社が直接製造する体制に移行するとともに冷凍食品事業本部を新設し、事業体制を強化いたしました。

本年3月には、オーケー食品工業株式会社を完全子会社化することとし、同社と株式交換契約を締結しました。

環境保護の取組みにおいては、食品ロスの削減に資するために、家庭用パスタの賞味期限表示を「年月」表示に順次変更しております。他にも、家庭用冷凍食品においてPEFC（森林認証）紙など環境に配慮した原料による紙トレーや、無漂白の木材パルプを使用したeco紙トレーの使用、更に、一部の家庭用小麦粉の包装形態を紙パッケージに変更するなど、様々な取り組みを行っております。

昨年7月にサイバー攻撃によるシステム障害の発生によって、ステークホルダーの皆さまには多大なご迷惑をお掛け致しました。当社では、再発防止に向けて情報セキュリティ対策を強化したうえで、本年1月に主要な基幹システムの復旧を完了させました。

当社グループの当期の業績につきましては、サイバー攻撃によるシステム障害に係る諸費用として特別損失を計上したものの、冷凍食品類が家庭内での内食需要の高まりにより引き続き好調に推移しているほか、業務用食品及び中食事業の需要が前年の低迷から大きく回復しました。その結果、売上、利益ともに前年を上回り、売上高は、3,213億1千7百万円（前期比111.4%）、営業利益は112億8千2百万円（同108.8%）、経常利益は142億7千万円（同112.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益は93億2千7百万円（同108.0%）となりました。

事業別の状況は次のとおりです。

＜製粉事業＞

製粉事業では、食の安全・安心志向の高まりを受け、品質管理の強化に努めるとともに、長年培った技術を活かし、お客さまの多様な要望に応える課題解決型営業の推進に注力しております。

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する状況下におきましても、お客さまとの取り組み強化や営業力・ブランド力の強化に努め、販売活動に精励してまいりました。

また、外国産小麦の政府売渡価格が昨年4月から5銘柄平均（税込価格）で5.5%引き上げられ、昨年10月には同19.0%引き上げられたことに伴い、当社は昨年6月及び12月に製品価格の改定を実施しました。

以上により、製粉事業の売上高は969億3千4百万円（前期比104.7%）、営業利益は62億1千1百万円（同121.0%）となりました。

＜食品事業＞

業務用食品では、緊急事態宣言に伴う大型商業施設への休業要請、飲食店への休業・時短要請が外食産業を中心に大きな影響をおよぼしているものの、前年と比較すると需要は回復傾向にあり、売上高は前年を上回りました。

一方で、家庭用食品では、前年の外出自粛による巣ごもり需要増の反動により、売上高は前年を下回りました。

冷凍食品類については、家庭内での内食需要が依然として高く、また、コロナ禍を機に食事に手軽さを求めるお客さまが増加したほか、テレビCMを放映するなど積極的な広告宣伝活動を実施したことにより、冷凍パスタ製品に加え、1食完結型のトレー入り「よくばり」シリーズや「いまどきごはん」シリーズ等が好調に推移し、売上高は前年を大きく上回りました。

中食事業では、新型コロナウイルス感染症による需要低迷の影響を受けたものの、前年と比較すると需要は回復傾向にあり、売上高は前年を上回りました。

以上により、食品事業の売上高は1,859億1千1百万円（前期比115.7%）、営業利益は40億6千8百万円（同95.2%）となりました。

＜その他事業＞

ペットフード事業は、販売数量が好調に推移した結果、売上高は前年を上回りました。

その他事業の売上高は384億7千1百万円（前期比110.0%）、営業利益は9億9千6百万円（同96.4%）となりました。

② 設備投資の状況

当期の設備投資は、112億4千6百万円（工事ベース）となりました。

期中に完成した主な工事としては、オーケー食品工業株式会社の朝倉工場建設工事などがありました。

③ 資金調達の状況

当期中に増資あるいは社債発行による資金調達は行いませんでした。

④ 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の懸念が完全には払拭できない状況が当面続くものと思われます。

また、原油価格及び原材料価格の高騰に加え、ロシア・ウクライナ情勢の推移等もあり、世界情勢の不透明さが増しております。

このような状況下において、当社グループは本年2月に、愛知県知多市の用地への新たな製粉工場建設を発表いたしました。併せて神戸甲南工場の設備増強を行い、生産体制の再編を進めてまいります。

更に、本年5月には、「経営理念」「経営方針」を新たに策定し、合わせて将来に向けた長期ビジョンを策定いたしました。

当社グループは2021年に創立125年を迎え、社名を「株式会社ニッポン」へと変更いたしました。創立以来の製粉事業に食品事業を加えて基盤事業とし、冷凍食品や中食など事業の多角化を進めてまいりましたが、今後はヘルスケアや大豆・野菜事業などへも注力し、さらに新規事業も加えて事業領域を拡げ持続的成長を図ってまいります。

この新しい「ニッポングループ」のスタートに合わせ、新経営理念「人々のウェルビーイング（幸せ・健康・笑顔）を追求し、持続可能な社会の実現に貢献します」を定めております。

また、「長期ビジョン」では、名実ともに総合食品企業としての地位を確立するため、売上高5,000億円・営業利益250億円の規模まで成長する事を目指します。そのためのマイルストーンとして、収益基盤を強化しながらオーガニック成長で売上を積み上げるとともに、インオーガニックで成長の底上げを進め、5年後の2026年度までに売上高4,000億円・営業利益150億円の達成を目標といたしました。

当社グループでは、今後も既存事業の基盤強化や生産能力増強等を通じて多様なライフスタイルに対応するとともに、当社グループの強みを活かしながら成長分野への積極的な経営資源の投下を継続していくことにより、グローバルな事業拡大や新たな事業創出を行い、成長を実現させてまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第195期 (2018年度)	第196期 (2019年度)	第197期 (2020年度)	第198期 (2021年度)
売上高 (百万円)	335,399	344,839	288,324	321,317
経常利益 (百万円)	13,065	12,740	12,659	14,270
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	8,455	8,941	8,636	9,327
1株当たり当期純利益 (円)	108.78	116.71	112.62	121.59
総資産 (百万円)	293,392	290,428	307,813	325,869
純資産 (百万円)	154,986	158,581	169,063	178,697
1株当たり純資産 (円)	1,961.17	2,006.14	2,141.16	2,268.30

(注) 当連結会計年度から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第197期の企業集団の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第195期 (2018年度)	第196期 (2019年度)	第197期 (2020年度)	第198期 (2021年度)
売上高 (百万円)	203,641	211,445	181,135	193,558
経常利益 (百万円)	10,111	10,494	10,611	12,496
当期純利益 (百万円)	7,012	7,759	7,591	10,222
1株当たり当期純利益 (円)	89.99	101.02	98.76	132.93
総資産 (百万円)	228,309	227,508	238,998	257,369
純資産 (百万円)	129,214	132,615	140,747	150,552
1株当たり純資産 (円)	1,679.88	1,722.99	1,827.68	1,953.89

(注) 当事業年度から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第197期の当社の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
松 屋 製 粉 株 式 会 社	百万円 100	% 100.0	そば粉、そばミックスの製造、販売、小麦粉の販売
ニ ッ プ ン 商 事 株 式 会 社	45	93.2	小麦粉、プレミックス類、飼料の販売
オ ー マ イ 株 式 会 社	80	100.0	パスタ類の製造、販売
日 本 リ ッ チ 株 式 会 社	30	100.0	冷凍食材、食品類の販売
株 式 会 社 フ ァ ー ス ト フ ー ズ	100	100.0 (100.0)	弁当等中食関連食品の製造、販売
オ ー ケ ー 食 品 工 業 株 式 会 社	1,859	51.3	味付け油揚げの製造、販売
株 式 会 社 ナ ガ ノ ト マ ト	100	51.0	トマト製品、なめ茸製品、ジュースの製造、販売
エ ヌ ピ ー エ フ ジ ャ パ ン 株 式 会 社	100	100.0	ペットフードの製造、販売
ニ ッ プ ン ド ー ナ ツ 株 式 会 社	20	100.0 (100.0)	ドーナツショップほか外食事業の経営
ニ ッ プ ン エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	20	100.0	各種機械器具、装置の設計、製作及び販売並びにその設置工事の請負

- (注) 1. 議決権比率は小数点第2位以下を四捨五入して表示しており、()内は間接保有を内数で示しております。
2. 当社は、2021年4月1日に東福製粉株式会社を吸収合併いたしました。
3. ニッポン冷食株式会社は、2021年4月1日に当社へ事業譲渡を行ったため、重要な子会社から除外いたしました。
4. 当社は、2022年7月25日を効力発生日として、2022年3月28日にオーケー食品工業株式会社と株式交換契約を締結いたしました。

(4) 重要な他の会社の株式の取得・処分等の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

主に次に掲げる製品の製造、販売等を行っております。

製粉事業	小麦粉、ふすま、そば粉、倉庫業、港湾運送事業
食品事業	プレミックス類（ドーナツ用、ケーキ用、パン用のミックス、天ぷら粉、から揚げ粉ほか）
	コーン製品（コーングリッツ、コーンフラワーほか）
	米粉ほか穀粉類
	家庭用小麦粉
	パスタ類（スパゲッティ、マカロニほか）
	パスタソース
	乾めん
	冷凍食材、食品類（ドーナツ、パイなどの生地、フリーズ・フロー・ホイップ、パスタ類、パスタソースほか）
	中食関連商品
	トマト製品

そのほか、ペットフード、健康食品類の製造、販売、バイオ関連事業、エンジニアリング事業等を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

①当社の主要な営業所及び工場

本	店	東京都千代田区麹町四丁目8番地	
支	店	東京支店・関東支店（東京都渋谷区） 仙台支店（仙台市青葉区）、名古屋支店（名古屋市中区） 大阪支店（大阪市西区）、広島支店（広島市中区） 福岡支店（福岡市博多区）、札幌支店（札幌市中央区）	
工	場	横浜工場（横浜市神奈川区）、千葉工場（千葉市美浜区） 伊勢崎工場（伊勢崎市）、竜ヶ崎工場（龍ヶ崎市） 竜ヶ崎冷食工場（龍ヶ崎市）、名古屋工場（名古屋市港区） 大阪工場（大阪市大正区）、神戸甲南工場（神戸市東灘区） 福岡工場（福岡市東区）、福岡那の津工場（福岡市中央区） 小樽工場（小樽市）	
研	究	所	中央研究所（厚木市）

(注) 1. 当社は、東福製粉株式会社を2021年4月1日に合併し、同社の工場は当社福岡那の津工場となりました。

2. 当社は、ニッポン冷食株式会社から2021年4月1日に事業を譲り受け、同社の工場は当社伊勢崎工場及び竜ヶ崎冷食工場となりました。

②子会社の主要な営業所及び工場

製粉事業	松屋製粉株式会社	栃木県河内郡上三川町（本社、工場）
食品事業	オーマイ株式会社	厚木市（本社、工場）加古川市（工場）
	株式会社 ファーストフーズ	八王子市（本社、工場） 入間市、沼津市、日高市（工場）
	オーケー食品工業株式会社	朝倉市（本社、工場） 福岡県朝倉郡筑前町（工場）
	株式会社 ナガノトマト	松本市（本社、工場）
	エヌピーエフジャパン株式会社	千葉市美浜区（本社、工場） 名古屋市港区（工場）

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業別名称	従業員数	前期末比増減
製粉事業	639名	△15名
食品事業	1,973	△75
その他の事業	813	△20
共通	350	+ 5
合計	3,775名	△105名

(注) 従業員数は就業人員であり、当社グループ外への出向者を含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,137名	+ 67名	39歳8か月	15年6か月

(注) 従業員数は就業人員であり、当社外への出向者を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	6,893百万円
株式会社西日本シティ銀行	4,536
農林中央金庫	4,035

2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 300,000,000株

（2）発行済株式の総数 78,824,009株

（注）自己株式1,871,162株を含んでおります。

（3）株主数 24,338名（前期末比2,133名増）

（4）大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式 会 社 （ 信 託 口 ）	8,516	11.1
ニ ッ プ ン 取 引 先 持 株 会	4,535	5.9
大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社	3,497	4.5
三 井 物 産 株 式 会 社	3,349	4.4
株 式 会 社 ダ ス キ ン	2,510	3.3
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	2,250	2.9
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,246	2.9
農 林 中 央 金 庫	2,060	2.7
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	2,004	2.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,757	2.3

（注）持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等の状況（2022年3月31日現在）

（1）当期末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

①保有する新株予約権の数

2,629個

②目的となる株式の種類及び数

普通株式131,450株（新株予約権1個につき50株）

③当社役員の保有状況

保有する役員は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）であります。

割当日	個数	保有者数	払込金額 行使価額	新株予約権の 行使期間
2015年7月23日	116個	2名	1,590円 1円	2015年7月24日から 2045年7月23日まで
2016年7月27日	162個	3名	1,512円 1円	2016年7月28日から 2046年7月27日まで
2017年7月26日	238個	4名	1,667円 1円	2017年7月27日から 2047年7月26日まで
2018年7月25日	228個	4名	1,798円 1円	2018年7月26日から 2048年7月25日まで
2019年7月29日	366個	6名	1,658円 1円	2019年7月30日から 2049年7月29日まで
2020年7月28日	719個	7名	1,612円 1円	2020年7月29日から 2050年7月28日まで
2021年7月28日	800個	8名	1,516円 1円	2021年7月29日から 2051年7月28日まで

- （注）1. 新株予約権は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストック・オプションであります。
2. 2016年10月1日付で行った2株を1株とする株式併合により、目的となる株式の数は調整されております。
3. 払込金額及び行使価額は、いずれも1株当たりの金額です。
4. 株式報酬型ストック・オプションの発行に際し、払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。

(2) その他新株予約権等の状況

2018年6月6日開催の取締役会決議に基づき発行した「2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」（額面金額の総額250億円）に付された新株予約権の概要

新株予約権の数	2,500個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、社債の価額は、その額面金額と同額とする。
転換価額	2,279.3円（但し一定の条件のもと調整される）
新株予約権の権利行使期間	2018年7月6日から2025年6月6日まで（行使請求受付場所現地時間）

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
前 鶴 俊 哉	※取締役社長 社長執行役員	製粉事業部門、流通業務部、管理部管掌
堀 内 俊 文	※取締役 副社長執行役員	
大 内 淳 雄	取締役 専務執行役員	食品事業部門管掌 商品開発委員会委員長
小木曾 融	取締役 専務執行役員	管理部門管掌 IT管掌、CSR管掌
青 沼 孝 明	取締役 常務執行役員	経理・財務部、監査管理部管掌
木 村 昭 子	取締役 常務執行役員	海外事業本部管掌
香 川 敬 三	取締役 常務執行役員	経営企画部、関連事業部、ヘルスケア事業部管掌
田 中 康 紀	取締役 常務執行役員	研究・開発部門管掌 環境問題担当、品質保証部門管掌 生産・技術本部長
熊 倉 禎 男	取締 役	中村合同特許法律事務所パートナー 弁護士
川 俣 尚 高	取締 役	丸の内総合法律事務所パートナー 弁護士、トレックス・セミコンダクター株式会社 社外取締役（監査等委員）、日本電設工業株式会社 社外取締役（監査等委員）
奥 山 章 雄	取締 役 （監査等委員）	公認会計士奥山章雄事務所 所長、株式会社AD E K A 社外取締役（監査等委員）、信金中央金庫 監事
吉 田 和 彦	取締 役 （監査等委員）	中村合同特許法律事務所代表パートナー 弁護士
成 瀬 健 太 郎	取締 役 （監査等委員）	丸の内総合法律事務所パートナー 弁護士
玉 川 越 三	取締 役 （監査等委員・常勤）	

※印の取締役は、代表取締役であります。

- (注) 1. 取締役熊倉禎男、川俣尚高及び取締役（監査等委員）奥山章雄、吉田和彦、成瀬健太郎の5氏につきましては、社外取締役であり、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）奥山章雄氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的知見を有しております。
3. 社内外の情報収集に努め、取得した情報を他の監査等委員と共有し、監査の有効性の向上を図るため、玉川越三氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 2021年6月29日開催の第197回定時株主総会において新たに田中康紀氏が取締役に選任され、同日就任しました。
5. 2021年6月29日開催の第197回定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役は次のとおりであります。

役 職	氏 名	退任事由
取締役	江島 丘	任期満了

6. 取締役澤田 浩氏は、2021年11月21日に逝去し、退任いたしました。なお、退任時における地位は代表取締役取締役会会長でありました。
7. 取締役の担当が次のとおり変更となりました。

氏 名	変更前	変更後	異動年月日
木村 昭子	海外事業本部管掌 海外事業本部国際部長	海外事業本部管掌	2022年 2月1日付
小木曽 融	管理部門管掌 I T管掌、C S R管掌	管理部門管掌 C S R管掌	2022年 4月1日付
香川 敬三	経営企画部、関連事業部、 ヘルスケア事業部管掌	I T管掌 経営企画部、情報システム推進 部、サステナビリティ推進部、 ヘルスケア事業部管掌	2022年 4月1日付

（２）責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び監査等委員である取締役との間では、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

（３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によりてん補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害はてん補されない等の一定の免責事由があります。被保険者は当社取締役及び執行役員並びに海外子会社の役員であり、保険料は当社が全額負担しております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	インセンティブ報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	399 (25)	285 (25)	43 (―)	70 (―)	12 (2)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	50 (30)	50 (30)	―	―	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	450 (55)	336 (55)	43 (―)	70 (―)	16 (5)

- (注) 1. 上記には、2021年11月21日に逝去し退任した取締役及び2021年6月29日開催の第197回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記のほか、2014年6月27日開催の第190回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金打ち切り支給として、2021年11月21日に逝去し退任した取締役1名に331百万円を支給しており、その支給額には、当期前の事業年度に係る事業報告において記載した役員退職慰労金の引当額が含まれております。

②非金銭報酬等の内容

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権を交付しています。

当該新株予約権は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストック・オプションであり、新株予約権の割当に際しては、公正価値をもって定める払込金額と同額の報酬を取締役に支給し、当該払込金額の払込に代えて、当該報酬債権をもって相殺するものです。

交付状況は「3. 新株予約権等の状況（1）当期末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりです。

③取締役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第196回定時株主総会において「年額3億8千万円以内」（うち社外取締役分は年額3千万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名（うち社外取締役2名）です。

当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第197回定時株主総会において株式報酬型ストック・オプションの報酬額を「年額1億2千万円以内」、新株予約権の内容を次のとおり決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は9名です。

- ・新株予約権の目的となる株式の種類 当社普通株式
- ・新株予約権の総数3,000個、当社普通株式150,000株を1年間の上限とします。
- ・新株予約権1個当たりの目的となる株式数 50株
- ・新株予約権の払込金額 新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した価額を払込金額とします。なお、新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺いたします。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- ・新株予約権を行使できる期間 新株予約権の割当日の翌日から30年以内
- ・新株予約権の行使 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間を経過する日までとします。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第196回定時株主総会において「年額8千万円以内」と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役の報酬等は、企業理念を实践する優秀な人材の獲得、保持が可能となることを考慮し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬体系及び報酬構成で、職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬制度とすることを基本方針として、決定方針案を作成のうえ、過半数を社外取締役で構成する諮問委員会に諮問しました。諮問委員会で賛同を得て、取締役会において決定方針を決議いたしました。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 報酬体系

当社の取締役の報酬等については、各役位・職責、事業年度の業績、社会情勢などを総合的に勘案し、総報酬額の基準額を定め、また、当社と売上規模が同程度の国内上場会社の役位別の報酬水準に係る外部機関の調査結果も参照した上で、報酬額の客観性と妥当性を検証して決定する。

業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の基準総報酬は、金銭報酬と株式報酬型ストック・オプションによって構成し、金銭報酬は、固定報酬と短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬によって構成する。

種類別の報酬割合については、概ね固定報酬70%、インセンティブ報酬15%、株式報酬型ストックオプション15%とし、役位、職責に応じて適切に設定する。

社外取締役の報酬は、固定報酬のみの支給とし、就任後は年功による昇給は行わず、全社評価の適用対象外とする。

b. 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、上記 a. 報酬体系に基づき決定する。

固定報酬は、月例の金銭報酬とする。

業務執行取締役の短期インセンティブ報酬は、単年度業績に対する取締役のコミットメントとして位置付け、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等の業績及び個人の業績等への貢献度に基づき、あらかじめ設定した役位別の基準額をベースに目標達成度合いに応じて一定の範囲内で決定し、賞与として毎年一定の時期に支給する。

c. 非金銭報酬（株式報酬）の内容、額、数の決定方針

業務執行取締役の中長期に係る業績に基づき変動するインセンティブ報酬である株式報酬型ストック・オプションは、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高める目的で、「株式報酬型ストック・オプション規則」に基づき役位別に、年額1億2千万円以内の範囲で付与する。

株式報酬型ストック・オプションは、年1回付与する。

d. 報酬等の額の決定方法

取締役報酬は、審議プロセスの客観性・透明性を高めるため、代表取締役2名と社外取締役3名で構成される諮問委員会の審議、答申を踏まえ、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、取締役会の決議により決定する。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役熊倉禎男氏及び取締役（監査等委員）吉田和彦氏はそれぞれ中村合同特許法律事務所のパートナー弁護士及び代表パートナー弁護士、取締役川俣尚高氏及び取締役（監査等委員）成瀬健太郎氏は丸の内総合法律事務所のパートナー弁護士であり、当社はそれら全ての法律事務所に法律事務を委任しております。

取締役川俣尚高氏が社外取締役（監査等委員）を兼任しているトレックス・セミコンダクター株式会社及び日本電設工業株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）奥山章雄氏の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地	位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取	締	役 熊 倉 禎 男	当期開催の取締役会17回全てに出席し、法曹界での豊富な経験を生かして発言を行い、経営監視機能を果たしました。 取締役の指名及び報酬の決定において任意の諮問委員会の委員を務め、取締役の指名及び報酬の決定に関する客観性を高めることに貢献しました。

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	川 俣 尚 高	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、法曹界での豊富な経験を生かして発言を行い、経営監視機能を果たしました。 取締役の指名及び報酬の決定において任意の諮問委員会の委員を務め、取締役の指名及び報酬の決定に関する客観性を高めることに貢献しました。
取 締 役 (監査等委員)	奥 山 章 雄	当期開催の取締役会17回全てに、また監査等委員会12回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行いました。 取締役の指名及び報酬の決定において任意の諮問委員会の委員を務め、取締役の指名及び報酬の決定に関する客観性を高めることに貢献しました。 監査等委員会で定めた監査方針に基づき、主に公認会計士としての専門的見地から各部門の監査を行うなど、監査監督機能を果たしました。
取 締 役 (監査等委員)	吉 田 和 彦	当期開催の取締役会17回全てに、また監査等委員会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行いました。 監査等委員会で定めた監査方針に基づき、主に弁護士としての専門的見地から各部門の監査を行うなど、監査監督機能を果たしました。
取 締 役 (監査等委員)	成瀬健太郎	当期開催の取締役会17回のうち16回に、また監査等委員会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行いました。 監査等委員会で定めた監査方針に基づき、主に弁護士としての専門的見地から各部門の監査を行うなど、監査監督機能を果たしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	108百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	132百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積の算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である収益認識会計基準適用に係る支援業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査等委員全員の同意を得た上で、当該会計監査人を解任します。また、監査等委員会は、会計監査人の独立性と専門性、会計監査人の監査業務の適切性と効率性等を勘案し、解任又は不再任に関する議案の内容の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定の内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社の目指す姿を示した「行動規範」と、行動規範を実践するために遵守すべき具体的な行動基準である「行動指針」を定め、全役員、従業員に配布、適宜研修する。
 - ・ 法令違反や社内不正など、倫理や法令に抵触する行為を防止もしくは早期発見し、是正することを目的として、当社及びグループ会社の従業員が相談もしくは通報できる「企業倫理ヘルプライン」を設置し、運用する。
 - ・ 事業執行は、業務の分掌及び社内の決裁手続に従い実施し、適正化、責任の明確化を図る。
 - ・ 購買基本方針を定め購買先へ周知し、公正な取引を確保する。
 - ・ 監査管理部を設置し、業務が取締役会決議、代表取締役の承認に沿って執行されているかを監査し、問題点の改善指導を行う。
 - ・ 反社会的勢力による不当な要求には一切応じず、外部専門機関と連携のうえ、組織的に対処する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役会審議の議事録を作成して保存、管理し、重要な職務の執行についての決裁に関わる情報は、検索性の高い状態で保存、管理する。
 - ・ 職務の執行に係る情報は、情報セキュリティに関する基本方針、社内規程を定め、必要なセキュリティを確保する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社の業務執行に関わるリスクについては発生頻度、大きさを分析、評価し、その把握と管理のための体制を構築する。
 - ・ 当社経営に重大な影響を与える危機に直面したとき、社長を最高責任者とする危機管理委員会の設置などを定めた「危機管理基本規程」に従い、迅速かつ適切に対応し、損失の拡大を抑止する。

- ・商品の安全・安心の確保を重要な課題と位置づけ、リスクの低減のための対策を講じる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・経営に関する重要事項は、取締役会で決定する。投融資案件については、投融資委員会で財務的観点から優先順位をつけ、常務執行役員以上の取締役で構成する経営会議では、経営全般の観点から問題点を整理した後、取締役会に付議する。
- ⑤ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・グループ会社の取締役に對し、適宜コンプライアンス研修等を実施する。
 - ・グループ会社に対し、連結財務報告に係る内部統制評価に必要な体制整備への協力を義務付ける。
- ロ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
- ・グループ会社に対し、グループ会社管理の規程及びグループ会社と締結する契約において定める重要事項について、当社への報告を求める。
- ハ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社グループの業務執行に関わるリスクについては発生頻度、大きさを分析、評価し、その把握と管理のための体制を構築する。
 - ・グループ会社に対し、当社グループの信用失墜につながるような重大な法令違反事件等が発生した場合の報告を求め、迅速かつ適切に対応し、損失の拡大を抑止する。
- ニ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・グループ会社の業績を毎月レビューし、業績管理を行う。
 - ・グループ会社の投融資案件は、投融資委員会で協議し、経営資源の適切な配分を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査管理部は、監査等委員会の職務を補助する。
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、当該職務遂行中は監査等委員である取締役以外の者からの指揮命令を受けない。

- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人で当該職務遂行中の者の人事異動は、監査等委員会の同意を得る。
 - ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事考課については、監査等委員会と協議して評価する。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 監査等委員は、取締役及び執行役員が担当業務の執行状況を報告する役員会に出席し、会社の業務遂行の情報を得る。
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項は、監査等委員会に報告する。
 - ・ 企業倫理ヘルプラインへの通報内容は、監査等委員会に報告する。
 - ・ 監査管理部は、内部監査結果を監査等委員会に報告する。
 - ・ 監査等委員会は、必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、報告を求めることができる。
- ⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査等委員会へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する規程を整備する。
- ⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
- ・ 監査等委員がその職務の執行について生じた費用の請求又は債務の弁済を請求したときは、その費用又は債務を速やかに処理する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会が監査管理部及び会計監査人と情報交換、意見交換できる機会を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2020年6月に監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い制定した「内部統制システム構築の基本方針」を、2022年3月に一部改訂することを決議しました。「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

① コンプライアンスに関する取り組み状況

当社は高い倫理意識を持ち、法令を遵守することで信頼される企業となるために「行動規範」「行動指針」を社内に掲示して役職員への浸透を図っており、下請法・就業規則・コンプライアンス等の研修、内部通報制度や個人情報の保護に関する問い合わせ窓口の設置、反社会的勢力への対応マニュアルの運用などを通して法令遵守に努めています。

また、当社はコンプライアンスが「法令を遵守する」ことに加え、「法律として明文化されてはいないが、社会的ルールとして認識されているきまりに従って企業活動を行うべき」との認識から、C S Rの推進を企業の重要な経営課題の一つとして捉えており、「社会・環境委員会」を組織して「ニッポングループ人権に関する取り組み方針」「ニッポングループ贈収賄等防止方針」「購買基本方針」等各種を掲げ、S D G sを意識した経営を推進しています。

更に、内部通報制度を2022年4月より当社単体だけでなく、グループ会社でも実施するよう規程を定めました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取り組み状況

取締役会審議の議事録を作成して保存、管理し、重要な職務の執行についての決裁に関わる情報は、検索性の高い状態で保存、管理しております。

2021年7月のサイバー攻撃によるシステム障害の発生に伴い、必要な再発防止対策を実施し、その一環として2022年3月に情報セキュリティ体制について、「情報セキュリティ基本方針」及び社内規程を定め、体制整備を進めました。

③ 損失の危険の管理に関する取り組み状況

当社グループの経営に重大なダメージを与える事態が発生する可能性(危機)に備えて、「危機管理基本規程」及び「ニッポングループ会社運営規程」に基づき、リスク管理体制の適用範囲には当社及び当社グループ会社を含めており、企業集団全体の管理の適正化を図っております。当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事業等のリスクとそれ

に対する管理の確立状況について監査管理部が取締役会に年1回報告しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることに対する取り組み状況

当社は、経営上の意思決定と業務執行との分離、迅速な意思決定及び権限と責任の明確化を図るために執行役員制度を採用しています。原則月1回開催される取締役会で、法令や定款に定められた事項や経営計画や予算策定、投融資など経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行や経営計画の進捗を監督しております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み状況

当社では、「ニッパングループ会社運営規程」により各グループ会社から当社への事前の承認や報告事項を定め、その業務執行を効率的に管理しております。また、当社グループの業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産保全の重要性に鑑み、年度ごとに策定する内部統制基本計画に基づき内部統制評価を実施しております。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取り組み状況

当社は、監査等委員会と代表取締役を含む取締役、会計監査人が定期的または必要に応じて意見交換できる機会を設けています。監査管理部は、内部監査の結果を監査等委員会に報告し、監査等委員会の職務を補助するなど緊密な連携を図ることで、監査等委員会の監査の実効性が高まるよう努めております。

⑦ 内部監査体制の取り組み状況

会社の業務上の誤りや不正を無くして法令を遵守し、業務効率の向上や財務報告の信頼性を高め、会社資産の保全を達成するために、監査管理部による内部監査を定期的を実施して取締役会に報告しております。また、会計監査人による会計監査・内部統制監査を受けています。監査等委員会と会計監査人とは、年度の監査計画・監査方針・監査内容・会計監査の方法とその結果について報告や説明を受け、情報交換を行い、連携を図っています。監査管理部は必要に応じて会計監査人と意見交換を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現在のところ、いわゆる「買収防衛策」は導入しておりませんが、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は以下のとおりです。

当社は、全てのステークホルダーから信頼される企業として成長し続けるという使命のもと、経営の多角化、コストリダクション等の推進を通じ、高い経営効率の追求と競争力・収益力の強化を進めており、今後の企業価値の更なる向上を目指してまいります。

当社は、会社の支配権の異動を伴う当社株式の大量買付けであっても、それに応じるか否かは最終的には株主様のご判断に委ねられるべきものと考えます。また、当社は当該大量買付けが当社の企業価値ひいては株主様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、その目的、方法等において企業価値ひいては株主様の共同の利益を著しく毀損するおそれのある買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

当社取締役会は経営を負託されている者の責務として、法令及び定款によって許される範囲において、当社の企業価値ひいては株主様の共同の利益を著しく毀損するおそれのある買付け者に対しては、株主の皆様のご判断に資するため、十分な情報と必要な時間の確保に努めるとともに、当該買付けを行う者と交渉するなど適切と考えられる措置を講じることといたします。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして今後継続して検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元は、重要な経営目標課題のひとつと考えており、企業体質の強化及び今後の事業展開、経営環境を考慮し、内部留保に意を用い、配当性向30%以上を目標に、安定的かつ持続的な配当の維持を基本としております。

フリー・キャッシュ・フローは、長期的な視点で投資効率を考えて活用してまいります。また、自己株式の取得も弾力的に行います。

当期の期末配当は、1株当たり普通配当20円とする剰余金の処分に関する議案を定時株主総会に付議させていただきます。

これにより、中間配当金1株当たり18円を加えた当期の年間配当金は、1株につき前期に比べ2円増配の38円となります。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 科 目                    | 金 額            | 科 目                          | 金 額            |
|------------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                | <b>(負 債 の 部)</b>             |                |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>130,768</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>74,842</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 34,063         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 33,910         |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 50,466         | 短 期 借 入 金                    | 19,530         |
| 商 品 及 び 製 品            | 18,484         | 未 払 法 人 税 等                  | 1,926          |
| 仕 掛 品                  | 57             | 未 払 費 用                      | 7,578          |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 21,348         | 返 金 負 債                      | 7,029          |
| そ の 他                  | 6,407          | そ の 他                        | 4,866          |
| 貸 倒 引 当 金              | △59            | <b>固 定 負 債</b>               | <b>72,328</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>195,063</b> | 社 債                          | 349            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>115,611</b> | 転換社債型新株予約権付社債                | 25,056         |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 48,582         | 長 期 借 入 金                    | 23,684         |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 22,492         | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 3,810          |
| 土 地                    | 41,453         | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金            | 462            |
| 建 設 仮 勘 定              | 471            | 繰 延 税 金 負 債                  | 14,742         |
| そ の 他                  | 2,611          | そ の 他                        | 4,224          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,529</b>   | <b>負 債 合 計</b>               | <b>147,171</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>76,922</b>  | <b>(純 資 産 の 部)</b>           |                |
| 投 資 有 価 証 券            | 69,001         | <b>株 主 資 本</b>               | <b>142,166</b> |
| 長 期 貸 付 金              | 35             | 資 本 金                        | 12,240         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 1,628          | 資 本 剰 余 金                    | 11,307         |
| そ の 他                  | 6,643          | 利 益 剰 余 金                    | 121,817        |
| 貸 倒 引 当 金              | △385           | 自 己 株 式                      | △3,198         |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>37</b>      | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>31,954</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>325,869</b> | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 30,409         |
|                        |                | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益                | 88             |
|                        |                | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | 981            |
|                        |                | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | 475            |
|                        |                | <b>新 株 予 約 権</b>             | <b>195</b>     |
|                        |                | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>4,381</b>   |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>178,697</b> |
|                        |                | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>     | <b>325,869</b> |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目             | 金 額     |
|-----------------|---------|
| 売上高             | 321,317 |
| 売上原価            | 246,390 |
| 売上総利益           | 74,926  |
| 販売費及び一般管理費      | 63,644  |
| 営業利益            | 11,282  |
| 営業外収益           |         |
| 受取利息及び配当金       | 1,645   |
| 固定資産賃貸料         | 230     |
| その他             | 1,740   |
| 営業外費用           |         |
| 支払利息            | 208     |
| その他             | 418     |
| 経常利益            | 14,270  |
| 特別利益            |         |
| 投資有価証券売却益       | 1,079   |
| 固定資産売却益         | 247     |
| 特別損失            |         |
| 投資有価証券評価損       | 26      |
| 固定資産除売却損        | 137     |
| 減損              | 104     |
| システム障害対応費用      | 1,602   |
| その他             | 157     |
| 税金等調整前当期純利益     | 13,568  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 4,186   |
| 法人税等調整額         | 209     |
| 当期純利益           | 9,172   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | △154    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 9,327   |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 科 目<br>(資 産 の 部)       | 金 額            | 科 目<br>(負 債 の 部)         | 金 額            |
|------------------------|----------------|--------------------------|----------------|
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>96,626</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>52,119</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 18,836         | 買 掛 金                    | 22,518         |
| 売 掛 金                  | 36,164         | 短 期 借 入 金                | 15,311         |
| 商 品 及 び 製 品            | 13,754         | 長期借入金 (1 年以内返済)          | 300            |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 18,358         | 未 払 金                    | 997            |
| 前 払 費 用                | 325            | リ ー ス 債 務                | 14             |
| 未 収 金                  | 2,737          | 未 払 法 人 税 等              | 1,143          |
| 短 期 貸 付 金              | 3,519          | 未 払 金 費 用                | 4,607          |
| 長期貸付金 (1 年以内返済)        | 387            | 返 金 負 債                  | 6,952          |
| そ の 他                  | 2,541          | 預 り の 金 他                | 261            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>160,706</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>54,698</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>76,074</b>  | 転換社債型新株予約権付社債            | 25,056         |
| 建 物                    | 28,076         | 長 期 借 入 金                | 14,800         |
| 構 築 物                  | 3,609          | リ ー ス 債 務                | 10             |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 10,155         | 退 職 給 付 引 当 金            | 178            |
| 工 具 器 具 及 び 備 品        | 845            | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金        | 10             |
| 土 地                    | 33,310         | 繰 延 税 金 負 債 他            | 12,180         |
| リ ー ス 資 産              | 24             | そ の 他                    | 2,462          |
| 建 設 仮 勘 定              | 52             | <b>負 債 合 計</b>           | <b>106,817</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>225</b>     | <b>(純 資 産 の 部)</b>       |                |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>84,406</b>  | 株 主 資 本                  | 121,187        |
| 投 資 有 価 証 券            | 60,727         | 資 本 金                    | 12,240         |
| 関 係 会 社 株 式            | 13,122         | 資 本 剰 余 金                | 10,666         |
| 長 期 貸 付 金              | 10,970         | 資 本 準 備 金                | 10,666         |
| そ の 他                  | 2,010          | 利 益 剰 余 金                | 101,361        |
| 貸 倒 引 当 金              | △2,424         | 利 益 準 備 金                | 3,060          |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>37</b>      | そ の 他 利 益 剰 余 金          | 98,301         |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>257,369</b> | 圧 縮 積 立 金                | 6,011          |
|                        |                | 圧 縮 特 別 積 立 金            | 136            |
|                        |                | 別 途 積 立 金                | 32,654         |
|                        |                | 繰 越 利 益 剰 余 金            | 59,499         |
|                        |                | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△3,081</b>  |
|                        |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等          | 29,170         |
|                        |                | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金  | 29,084         |
|                        |                | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益            | 85             |
|                        |                | <b>新 株 予 約 権</b>         | <b>195</b>     |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>150,552</b> |
|                        |                | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>257,369</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

# 損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から  
2022年 3 月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目                     | 金 額   |         |
|-------------------------|-------|---------|
| 売 上 高                   |       | 193,558 |
| 売 上 原 価                 |       | 150,668 |
| 売 上 総 利 益               |       | 42,889  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 33,400  |
| 営 業 利 益                 |       | 9,489   |
| 営 業 外 収 益               |       |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 3,036 |         |
| そ の 他                   | 773   | 3,810   |
| 営 業 外 費 用               |       |         |
| 支 払 利 息                 | 110   |         |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入           | 246   |         |
| そ の 他                   | 446   | 802     |
| 経 常 利 益                 |       | 12,496  |
| 特 別 利 益                 |       |         |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 246   |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 1,079 |         |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益       | 1,180 | 2,507   |
| 特 別 損 失                 |       |         |
| 固 定 資 産 除 売 却 損         | 54    |         |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 36    |         |
| シ ス テ ム 障 害 対 応 費 用     | 1,463 |         |
| そ の 他                   | 86    | 1,641   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 13,362  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,890 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 249   | 3,139   |
| 当 期 純 利 益               |       | 10,222  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株 式 会 社 ニ ッ プ ン  
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人  
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 武 内 清 信  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 川 高 史  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッパンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッパ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集  
通知

株主総会  
参考書類

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株 式 会 社 ニ ッ プ ン  
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 武 内 清 信

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 川 高 史

業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッパンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第198期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第198期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社においてサイバー攻撃によるシステム障害が発生いたしました。監査等委員会は、当社が原因分析に基づき、再発防止策を策定・実行していることを確認しました。また、本社及び主要な事業場、主要な子会社に聴取を行いました。今後も当社の対応及び進捗を注視して参ります。

- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社ニッポン 監査等委員会

|       |   |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|---|
| 監査等委員 | 奥 | 山 | 章 | 雄 | 印 |   |
| 監査等委員 | 吉 | 田 | 和 | 彦 | 印 |   |
| 監査等委員 | 成 | 瀬 | 健 | 太 | 郎 | 印 |
| 監査等委員 | 玉 | 川 | 越 | 三 | 印 |   |

(注) 監査等委員奥山章雄、吉田和彦及び成瀬健太郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

連結株主資本等変動計算書

自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日

(単位：百万円)

|                      | 株主資本   |        |         |        |         |
|----------------------|--------|--------|---------|--------|---------|
|                      | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自己株式   | 株主資本合計  |
| 当期首残高                | 12,240 | 11,308 | 115,424 | △3,317 | 135,656 |
| 会計方針の変更による累積的影響額     |        | △0     | △57     |        | △57     |
| 会計方針の変更を反映させた当期首残高   | 12,240 | 11,308 | 115,366 | △3,317 | 135,598 |
| 当期変動額                |        |        |         |        |         |
| 剰余金の配当               |        |        | △2,844  |        | △2,844  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |        |        | 9,327   |        | 9,327   |
| 自己株式の取得              |        |        |         | △0     | △0      |
| 自己株式の処分              |        |        | △9      | 118    | 109     |
| 企業結合による変動            |        |        | △22     |        | △22     |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 |        | △1     | △1      |        | △2      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）  |        |        |         |        |         |
| 当期変動額合計              | －      | △1     | 6,450   | 118    | 6,567   |
| 当期末残高                | 12,240 | 11,307 | 121,817 | △3,198 | 142,166 |

|                      | その他の包括利益累計額  |         |          |              |               | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計   |
|----------------------|--------------|---------|----------|--------------|---------------|-------|---------|---------|
|                      | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |       |         |         |
| 当期首残高                | 27,770       | 37      | 493      | 308          | 28,610        | 234   | 4,624   | 169,126 |
| 会計方針の変更による累積的影響額     |              |         |          |              |               |       | △4      | △62     |
| 会計方針の変更を反映させた当期首残高   | 27,770       | 37      | 493      | 308          | 28,610        | 234   | 4,620   | 169,063 |
| 当期変動額                |              |         |          |              |               |       |         |         |
| 剰余金の配当               |              |         |          |              |               |       |         | △2,844  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |              |         |          |              |               |       |         | 9,327   |
| 自己株式の取得              |              |         |          |              |               |       |         | △0      |
| 自己株式の処分              |              |         |          |              |               |       |         | 109     |
| 企業結合による変動            |              |         |          |              |               |       |         | △22     |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 |              |         |          |              |               |       |         | △2      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）  | 2,639        | 50      | 487      | 166          | 3,343         | △38   | △238    | 3,066   |
| 当期変動額合計              | 2,639        | 50      | 487      | 166          | 3,343         | △38   | △238    | 9,634   |
| 当期末残高                | 30,409       | 88      | 981      | 475          | 31,954        | 195   | 4,381   | 178,697 |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数・・・・・・・・・・45 社

主要な連結子会社の名称・・・ニップンドーナツ(株)、日本リッチ(株)、ニッポンエンジニアリング(株)、エヌピーエフジャパン(株)、オーマイ(株)、松屋製粉(株)、ニッポン商事(株)、(株)ファーストフーズ、オーケー食品工業(株)、(株)ナガノトマト、大和フーズ(株)

当連結会計年度において、当社との合併により消滅した東福製粉(株)、当社への事業譲渡によって金額的重要性が乏しくなったニッポン冷食(株)、連結子会社の(株)G&Lマー トとの合併により消滅した(株)ジャックル浦島屋を連結の範囲から除外しております。また、株式売却により他1社を連結の範囲から除外しております。

#### ② 主要な非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称・・・(株)ニッポンロジス

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社 16 社はいずれも小規模であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用の非連結子会社及び関連会社数・・・14 社

主要な会社の名称・・・・・・・・・・(株)ニッポンロジス

#### ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社 10 社及び関連会社 16 社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

| 会社名                      | 決算日         |
|--------------------------|-------------|
| Pasta Montana, L.L.C.他8社 | 12 月 31 日 * |

\* : 連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 2. 会計方針に関する事項

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

    その他有価証券

        市場価格のない株式等以外のもの

            連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純  
            資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

        市場価格のない株式等

            移動平均法による原価法

### (2) デリバティブ取引……………時価法

### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品及び製品…………… 当社及び国内連結子会社は、主として総平均法(月別)による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、在外連結子会社は、主として先入先出法による低価法を採用しております。
- ② 原材料及び貯蔵品…………… 当社及び国内連結子会社は、即時販売方式が適用される原材料については主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)、それ以外の原材料及び貯蔵品は、主として総平均法(月別)による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、また、在外連結子会社は、主として先入先出法による低価法を採用しております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

    当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

        建物及び構築物            3～50年

        機械装置及び運搬具      4～12年

#### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

    当社及び国内連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

#### ③ リース資産

    リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

    なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、主として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員退職慰労引当金…………… 当社及び国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (6) 退職給付に係る会計処理の方法

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

#### (7) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、製商品の引渡時点で当該製商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるため、顧客への製商品の引渡時に収益を認識しております。

#### (8) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
  - ヘッジ手段…………… 金利スワップ取引、為替予約取引
  - ヘッジ対象…………… 借入金、外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針…………… 金利関連においては、将来の金利の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジを利用しております。また、通貨関連については、外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジするため、為替予約取引等を行うものとしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法…………… 金利スワップの有効性の評価については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。また、為替予約取引については、当該取引とヘッジ対象となる資産・負債

又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定されているため、有効性の判定を省略しております。

(9) 消費税等の会計処理の方法……………税抜方式を採用しております。

(10) のれんの償却に関する事項…………… のれんの償却については、5～10 年間で均等償却しております(少額なものを除く)。

### 3. 重要な会計上の見積り

(固定資産の減損)

#### 1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループは、事業の用に供する様々な固定資産を所有しております。これらの資産について、支店・工場を基礎としキャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等を基準にグルーピングされた事業用資産、共用資産グループ、賃貸資産、遊休資産に分けて減損の検討を行っております。

減損の兆候があると判断した固定資産グループのうち重要なものは、食品セグメントに属する以下の資産グループに係る固定資産 8,413 百万円であります。それぞれの資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローがそれぞれの資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。

| 資産グループ   | 場所     | 用途    | 種類     | 帳簿価額      |
|----------|--------|-------|--------|-----------|
| 生あげ等製造工場 | 福岡県朝倉市 | 事業用資産 | 土地、建物他 | 8,413 百万円 |

#### 2. 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

福岡県朝倉市の生あげ等製造工場に係る資産グループは、原材料価格の断続的な高騰等の事業環境の変化に伴う収益性の低下により、減損の兆候があると判断しております。

##### (1) 割引前将来キャッシュ・フローの算出方法

割引前将来キャッシュ・フローは、資産グループの属する連結子会社の取締役会によって承認された事業計画に基づいて算出しております。

##### (2) 主要な仮定

当社グループでは、原材料費の上昇分を販売価格の転嫁等を段階的に実施することでカバーすると仮定し、翌連結会計年度以降の収益が改善するものと見込んでおり、キャッシュ・フローの改善も合わせて見込んでおります。

また、当連結会計年度から稼働を開始した新工場の生産効率等も踏まえ、将来キャッシュ・フローに影響を与えるものとして見積っております。

##### (3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定が変化することにより、減損損失の認識の判定において当資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が減少し帳簿価額を下回った場合は減損損失を計上する可能性があります。

#### 4. 重要な会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下の通りです。

##### (1) 代理人取引

顧客への製商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

##### (2) 販売奨励金

顧客に対して支払う販売奨励金などの一部について、従来は、販売費及び一般管理費として処理しておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

##### (3) 売上計上基準の変更

当社グループの一部の取引について、従来は、製商品を出荷した時点で収益を認識しておりましたが、引渡が完了した時点で収益を認識する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、資本剰余金の当期首残高が 0 百万円、利益剰余金の当期首残高 57 百万円、非支配株主持分が 4 百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「未払費用」に含まれていた顧客への返金が見込まれる金額は「返金負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 令和元年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 令和元年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1)有形固定資産の減価償却累計額  | 175,407 百万円 |
| (2)担保に供している資産      |             |
| 建物及び構築物            | 899 百万円     |
| 機械装置               | 119 百万円     |
| 土地                 | 947 百万円     |
| 有形固定資産(その他)        | 0 百万円       |
| 投資有価証券             | 187 百万円     |
| 計                  | 2,150 百万円   |
| (3)担保資産に対応する債務     |             |
| 短期借入金              | 1,200 百万円   |
| 長期借入金(1年以内返済予定を含む) | 422 百万円     |
| 支払手形及び買掛金          | 642 百万円     |
| 計                  | 2,264 百万円   |
| (4)保証債務            |             |
| 従業員に対する債務保証        | 5 百万円       |
| 関係会社に対する債務保証       | 50 百万円      |
| 計                  | 55 百万円      |

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### (1)減損損失

以下の資産について減損損失を計上しております。

| 場所      | 用途    | 種類  |
|---------|-------|-----|
| 埼玉県本庄市他 | 事業用資産 | 建物他 |

当社グループは、支店・工場を基礎としキャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等を基準にグルーピングされた事業用資産、共用資産グループ、賃貸資産、遊休資産に分けて減損の検討を行っております。上記の資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、特別損失に計上した金額は73百万円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零としております。

| 場所      | 用途   | 種類 |
|---------|------|----|
| 神奈川県平塚市 | 遊休資産 | 土地 |

上記の資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、特別損失に計上した金額は31百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、市場価値を勘案した合理的な見積りにより算定しております。

(2) システム障害対応費用

2021 年7月7日に発生したサイバー攻撃によるシステム障害に係る諸費用であります。主な内訳は本件の調査を依頼している外部専門家へのコンサルタント費用及びシステム停止直後の受注出荷対応によって生じた緊急配送の運賃等であります。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式

78,824,009 株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当金(円) | 基準日           | 効力発生日         |
|--------------------------|-------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|
| 2021 年6月 29 日<br>定時株主総会  | 普通株式  | 1,460           | 19.0            | 2021 年3月 31 日 | 2021 年6月 30 日 |
| 2021 年 11 月 12 日<br>取締役会 | 普通株式  | 1,383           | 18.0            | 2021 年9月 30 日 | 2021 年 12 月6日 |

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議予定                    | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当金(円) | 基準日           | 効力発生日         |
|-------------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|
| 2022 年6月 29 日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 1,539           | 20.0            | 2022 年3月 31 日 | 2022 年6月 30 日 |

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、主な取引先の信用調査、取引先の期日管理及び残高管理を行うことによってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金及び社債の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。なお、デリバティブは、実需の範囲で行うこととしており、投機目的やハイリスクな取引は原則として行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022 年3月 31 日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

|                                  | 連結貸借対照<br>表計上額(※) | 時価(※)    | 差額   |
|----------------------------------|-------------------|----------|------|
| (1)現金及び預金                        | 34,063            | 34,063   | —    |
| (2)受取手形及び売掛金                     | 50,466            | 50,466   | —    |
| (3)投資有価証券                        | 59,259            | 59,259   | —    |
| (4)支払手形及び買掛金                     | (33,910)          | (33,910) | —    |
| (5)短期借入金(一年以内に返済予定<br>の長期借入金を除く) | (17,231)          | (17,231) | —    |
| (6)社債                            | (440)             | (440)    | △0   |
| (7)転換社債型新株予約権付社債                 | (25,056)          | (25,362) | △306 |
| (8)長期借入金(一年以内に返済予定<br>の長期借入金を含む) | (25,982)          | (25,878) | 103  |
| (9)デリバティブ取引                      | 120               | 120      | —    |

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

株式は取引所の価格により算定しており、レベル1の時価に分類しております。

債券は取引金融機関等から提示された価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は取引金融機関等から提示された価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 社債

社債は元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は市場価格によって算定しており、レベル1の時価に分類しております。

### 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しているほか、変動金利による長期借入金については、主に金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定していることから、レベル2の時価に分類しております。

## 通貨関連

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類等 | 主なヘッジ対象   | 契約額等<br>(百万円) | うち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|----------|--------|-----------|---------------|----------------|-------------|
| 原則的処理方法  | 為替予約取引 |           |               |                |             |
|          | 買建     | 外貨建仕入取引、  |               |                |             |
|          | 米ドル    | 外貨建予定仕入取引 | 2,228         | —              | 112         |
|          | ユーロ    | (買掛金)     | 178           | —              | 11          |
|          | 売建     | 外貨建売上取引   |               |                |             |
|          | 米ドル    | (売掛金)     | 112           | —              | △3          |
| 合 計      |        |           | 2,518         | —              | 120         |

(注)時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

(注2)非上場株式(連結貸借対照表計上額9,741百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む。)を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 654 百万円(主な賃貸収入は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)、売却益は 246 百万円(特別利益に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

| 連結貸借対照表計上額  |            |            | 当連結会計年度の時価 |
|-------------|------------|------------|------------|
| 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |            |
| 7,727       | 535        | 8,263      | 25,273     |

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加額は営業用不動産から賃貸不動産への用途変更による増加(211 百万円)、及びその他の増加(616 百万円)であり、主な減少額は減価償却費(228 百万円)であります。

(注3)期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額であります。その他の重要性が乏しい物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額を時価としております。

## 10. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

|               | 報告セグメント |         |         | その他    | 合計      | 調整額 | 連結財務諸表計上額 |
|---------------|---------|---------|---------|--------|---------|-----|-----------|
|               | 製粉事業    | 食品事業    | 計       |        |         |     |           |
| 売上高           |         |         |         |        |         |     |           |
| 顧客との契約から生じる収益 | 96,934  | 185,865 | 282,800 | 37,516 | 320,316 | —   | 320,316   |
| その他の収益        | —       | 46      | 46      | 954    | 1,000   | —   | 1,000     |
| 外部顧客への売上高     | 96,934  | 185,911 | 282,846 | 38,471 | 321,317 | —   | 321,317   |

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは製粉事業、食品事業を主な事業としております。

製粉事業、食品事業ともに、製商品の引渡時点で当該製商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるため、顧客への製商品の引渡時に収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、販売奨励金等を控除した金額で測定しております。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 41,848 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 50,466 |
| 契約資産(期首残高)          | —      |
| 契約資産(期末残高)          | —      |
| 契約負債(期首残高)          | 376    |
| 契約負債(期末残高)          | 299    |

当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債残高に含まれていたものは 259 百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

|         |     |
|---------|-----|
| 1年以内    | 10  |
| 1年超2年以内 | 10  |
| 2年超3年以内 | 10  |
| 3年超     | 84  |
| 合計      | 114 |

## 11. 1株当たり情報に関する注記

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1株当たり純資産額         | 2,268 円 30 銭 |
| 1株当たり当期純利益        | 121 円 59 銭   |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 106 円 02 銭   |

## 12. その他の注記

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021 年2月 18 日開催の取締役会において、当社の完全子会社である東福製粉株

式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2021 年4月1日付で吸収合併いたしました。

## 1. 取引の概要

### (1)結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称 東福製粉株式会社

事業の内容 小麦粉、ミックス粉等の小麦その他農産物を原料とする物品  
の製造および販売、麺類、穀類等商品の仕入、販売

### (2)企業結合日

2021 年4月1日

### (3)企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、東福製粉株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

### (4)結合後企業の名称

株式会社ニッポン

### (5)その他取引の概要に関する事項

迅速な意思決定による事業戦略の策定及び効率的な経営体制の構築を目的として  
おります。

## 2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 31 年1月 16 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 31 年1月 16 日)に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

### (連結子会社からの事業譲受)

当社は、2021 年2月 25 日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるニッポン冷食株式会社が保有している冷凍食品事業を譲り受けることを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結し、2021 年4月1日に当該事業を譲り受けています。

## 1. 取引の概要

### (1)結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称 ニッポン冷食株式会社

事業の内容 冷凍食品事業

### (2)企業結合日

2021 年4月1日

### (3)企業結合の法的形式

ニッポン冷食株式会社を事業譲渡会社、当社を事業譲受会社とした事業譲渡

### (4)結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(5)その他取引の概要に関する事項

迅速な意思決定と施策の実行を図り、品質・コスト競争力をより強固なものとする  
ことが可能な製販管一体となった事業組織を整えることを目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 31 年1月 16 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 31 年1月 16 日)に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

(追加情報)

共通支配下の取引等

(簡易株式交換による完全子会社化)

当社およびオーケー食品工業株式会社(以下「オーケー食品工業」といいます。 )は、2022 年3月 28 日開催のそれぞれの取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、オーケー食品工業を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。 )を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、オーケー食品工業においては、2022 年6月 23 日開催予定の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で行われる予定です。なお、当社においては、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。 )第 796 条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得ずに、本株式交換が行われる予定です。

なお、オーケー食品工業の普通株式は株式会社東京証券取引所において、2022 年7月 21 日付で上場廃止(最終売買日は 2022 年7月 20 日)となる予定です。

(1)本株式交換の概要

① 株式交換完全子会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称 オーケー食品工業株式会社

事業の内容 油あげ及びあげ加工品の製造及び販売

② 本株式交換の目的

本株式交換の実施後、当社及びオーケー食品工業は、これまで以上に情報、人的資源の共有を図り、経営資源を相互に結集し、迅速かつ効率的に運用してまいります。具体的には、オーケー食品工業は、販売面においては当社との共通の取引先の活用や紹介、購買面においては共同仕入れによる仕入れコストの削減、製造面においては工場管理やオペレーションのスキル、ノウハウの共有による生産性向上、生産コストの削減や商品の共同開発など、当社との協業によるシナジー効果を享受できると考えております。

③ 本株式交換の効力発生日

2022 年7月 25 日(予定)

④ 本株式交換の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、オーケー食品工業を株式交換完全子会社とする株式交換であります。

当社は、会社法第 796 条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換を行う予定です。また、オーケー食品工業は、2022 年6月 23 日に開催予定のオーケー食品工業の定時株主総会において本株式交換契約の発議を行う予定です。

⑤ 結合後企業の名称

オーケー食品工業株式会社

(2) 取得原価の算定等に関する事項

① 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現時点では確定しておりません。

② 株式交換に係る割当の内容

| 会社名               | 当社<br>(株式交換完全親会社)      | オーケー食品工業<br>(株式交換完全子会社) |
|-------------------|------------------------|-------------------------|
| 株式交換に係る割当比率       | 1                      | 0.63                    |
| 本株式交換により割当交付した株式数 | 当社普通株式:1,140,964 株(予定) |                         |

(注 1) 当社は、本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公平性、妥当性を確保するため、当社並びにオーケー食品工業から独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼しております。

(注 2) 当社の交付する株式は、全てその保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して当社が新たに株式を発行する予定はありません。

③ 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

株主資本等変動計算書

自 2021年 4月1日

至 2022年 3月31日

(単位：百万円)

|                         | 株主資本   |        |             |       |          |               |        |             |             |        |            |
|-------------------------|--------|--------|-------------|-------|----------|---------------|--------|-------------|-------------|--------|------------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金  |             | 利益剰余金 |          |               |        |             |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|                         |        | 資本準備金  | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |               |        |             | 利益剰余金<br>合計 |        |            |
|                         |        |        |             |       | 圧縮積立金    | 圧縮特別勘<br>定積立金 | 別途積立金  | 繰越利益<br>剰余金 |             |        |            |
| 当期首残高                   | 12,240 | 10,666 | 10,666      | 3,060 | 5,868    | 151           | 32,654 | 52,311      | 94,045      | △3,199 | 113,752    |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |        |        |             |       |          |               |        | △51         | △51         |        | △51        |
| 会計方針の変更を反映させた<br>当期首残高  | 12,240 | 10,666 | 10,666      | 3,060 | 5,868    | 151           | 32,654 | 52,259      | 93,993      | △3,199 | 113,700    |
| 当期変動額                   |        |        |             |       |          |               |        |             |             |        |            |
| 圧縮積立金の積立                |        |        |             |       | 217      |               |        | △217        | -           |        | -          |
| 圧縮積立金の取崩                |        |        |             |       | △74      |               |        | 74          | -           |        | -          |
| 圧縮特別勘定積立金の積立            |        |        |             |       |          | 136           |        | △136        | -           |        | -          |
| 圧縮特別勘定積立金の取崩            |        |        |             |       |          | △151          |        | 151         | -           |        | -          |
| 剰余金の配当                  |        |        |             |       |          |               |        | △2,844      | △2,844      |        | △2,844     |
| 当期純利益                   |        |        |             |       |          |               |        | 10,222      | 10,222      |        | 10,222     |
| 自己株式の取得                 |        |        |             |       |          |               |        |             | -           | △0     | △0         |
| 自己株式の処分                 |        |        |             |       |          |               |        | △9          | △9          | 118    | 109        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |        |             |       |          |               |        |             |             |        |            |
| 当期変動額合計                 | -      | -      | -           | -     | 142      | △14           | -      | 7,240       | 7,368       | 118    | 7,486      |
| 当期末残高                   | 12,240 | 10,666 | 10,666      | 3,060 | 6,011    | 136           | 32,654 | 59,499      | 101,361     | △3,081 | 121,187    |

|                     | 評価・換算差額等     |         |            | 新株予約権 | 純資産合計   |
|---------------------|--------------|---------|------------|-------|---------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |       |         |
| 当期首残高               | 26,775       | 37      | 26,813     | 234   | 140,799 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |              |         |            |       | △51     |
| 会計方針の変更を反映させた当期首残高  | 26,775       | 37      | 26,813     | 234   | 140,747 |
| 当期変動額               |              |         |            |       |         |
| 圧縮積立金の積立            |              |         |            |       | -       |
| 圧縮積立金の取崩            |              |         |            |       | -       |
| 圧縮特別勘定積立金の積立        |              |         |            |       | -       |
| 圧縮特別勘定積立金の取崩        |              |         |            |       | -       |
| 剰余金の配当              |              |         |            |       | △2,844  |
| 当期純利益               |              |         |            |       | 10,222  |
| 自己株式の取得             |              |         |            |       | △0      |
| 自己株式の処分             |              |         |            |       | 109     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 2,308        | 47      | 2,356      | △38   | 2,317   |
| 当期変動額合計             | 2,308        | 47      | 2,356      | △38   | 9,804   |
| 当期末残高               | 29,084       | 85      | 29,170     | 195   | 150,552 |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社及び関連会社株式・・・ 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ取引・・・・・・・・・・・・・・ 時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品・・・・・・・・・・・・ 総平均法(月別)による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② 原材料及び貯蔵品・・・・・・・・ 即時販売方式が適用される原材料については先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、それ以外の原材料及び貯蔵品は総平均法(月別)による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・・・ 定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998 年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに 2016 年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50 年

機械装置及び運搬具 4～12 年

② 無形固定資産・・・・・・・・・・・・ 定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産・・・・・・・・・・・・ リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が 2008 年3月 31 日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒発生による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ③ 役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ 投資損失引当金…………… 関係会社に対する投資損失に備えるため、健全性の観点から当該関係会社の財政状態を勘案し、必要額を計上しております。なお、投資損失引当金については、関係会社株式の金額より直接控除しております。

#### (6) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、製商品の引渡時点で当該製商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるため、顧客への製商品の引渡時に収益を認識しております。

#### (7) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
  - ヘッジ手段…………… 金利スワップ取引、為替予約取引
  - ヘッジ対象…………… 借入金、外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針…………… 金利関連においては、将来の金利の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジを利用しております。また、通貨関連については、外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジするため、為替予約取引等を行うものとしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法…………… 金利スワップの有効性の評価については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。また、為替予約取引については、当該取引とヘッジ対象となる資産・負債又は予定

取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定されているため、有効性の判定を省略しております。

(7)消費税等の会計処理…………… 税抜方式によっております。

## 2. 重要な会計上の見積り

(関係会社投融資の評価)

### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、新しい事業分野・成長分野へ積極的な展開を図っており、その結果、2022 年 3 月末現在、貸借対照表において、関係会社株式 13,122 百万円及び関係会社に対する長期貸付金 10,966 百万円を計上しております。

当社が所有している関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、原則として、決算日における時価または実質価額が取得原価に比べて著しく低下したもののについて、回復する見込があると認められる場合を除き、減損処理を行っております。

長期貸付金については、関係会社の財政状態の悪化により回収可能性に疑義が生じた場合、債権の区分に基づき貸倒引当金を計上しております。

決算日における実質価額が取得原価に比べて著しく低下したもののうち重要なものは、食品セグメントの加工食品事業に属する関係会社株式 2,307 百万円であり、該当会社への長期貸付金は 4,315 百万円であります。関係会社株式については時価が取得原価に比べて著しく低下していないことを確認した結果、減損処理を行う必要はないと判断しました。また、長期貸付金については該当会社から事業計画等を入手し、事業計画等が実行可能で合理的なものであることを確認した結果、貸倒引当金の計上を行う必要はないと判断しました。

### 2. 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

該当会社では、原材料価格の断続的な高騰により、その上昇分を生産活動の改善等では吸収できない事態が継続しております。該当会社では、原材料費の上昇分を販売価格の転嫁等を段階的に実施することでカバーすると仮定し、翌事業年度以降の収益が改善するものと見込んでおります。

また、当事業年度から稼働を開始した新工場の生産効率の実施状況等も踏まえ、収益に影響を与えるものとして見積りをしております。

### 3. 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定が変化することにより、該当会社の収益の減少が見込まれます。その場合、関係会社株式の減損処理及び貸付金の貸倒引当金の計上を行う可能性があります。

## 3. 重要な会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支

配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下の通りです。

(1) 代理人取引

顧客への製商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 販売奨励金

顧客に対して支払う販売奨励金などの一部について、従来は、販売費及び一般管理費として処理しておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

(3) 売上計上基準の変更

当社の一部の取引について、従来は、製商品を出荷した時点で収益を認識しておりましたが、引渡が完了した時点で収益を認識する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の当期首残高は51百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「未払費用」に含まれていた顧客への返金が見込まれる金額は「返金負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

|          |            |
|----------|------------|
| ① 短期金銭債権 | 13,757 百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 10,966 百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 11,262 百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 112,401 百万円

(3) 保証債務

従業員の住宅資金借入に対する債務保証 5 百万円

(4) 関係会社株式より直接控除している投資損失引当金 500 百万円

## 5. 損益計算書の注記

関係会社との取引高

|                    |            |
|--------------------|------------|
| ① 関係会社に対する売上高      | 54,286 百万円 |
| ② 関係会社に対する営業費用     | 31,821 百万円 |
| ③ 関係会社との営業取引以外の取引高 | 1,866 百万円  |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

| 株式の種類       | 当期首株式数    | 当<br>増 加 株 式 数 | 当<br>減 少 株 式 数 | 当期末株式数    |
|-------------|-----------|----------------|----------------|-----------|
| 普通株式 (注1、2) | 1,942,981 | 351            | 72,170         | 1,871,162 |

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り 351 株であります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による処分 72,100 株及び単元未満株式の買増し請求による処分 70 株であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|          |           |
|----------|-----------|
| 未払賞与     | 343 百万円   |
| 未払事業税否認額 | 153 百万円   |
| 退職給付引当金  | 1,211 百万円 |
| 有価証券評価損  | 239 百万円   |
| 貸倒引当金    | 742 百万円   |
| 投資損失引当金  | 153 百万円   |
| その他      | 1,521 百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 4,364 百万円 |

繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | 12,836 百万円 |
| 圧縮積立金        | 2,713 百万円  |
| 退職給付信託設定益    | 408 百万円    |
| その他          | 586 百万円    |
| 繰延税金負債小計     | 16,545 百万円 |
| 繰延税金負債の純額    | 12,180 百万円 |

(注) 当事業年度の繰延税金資産・負債は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

|      |   |        |            |
|------|---|--------|------------|
| 固定負債 | － | 繰延税金負債 | 12,180 百万円 |
|------|---|--------|------------|

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の収益認識に関する注記に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位:百万円)

| 属性  | 会社等の名称        | 議決権等の<br>所有割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係         | 取引の内容           | 取引金額   | 科目           | 期末残高       |
|-----|---------------|----------------------|-----------------------|-----------------|--------|--------------|------------|
| 子会社 | 日本リッチ㈱        | 所有<br>直接 100         | 当社製品<br>の販売           | 製品の販売<br>(注 1)  | 24,928 | 売掛金          | 4,940      |
| 子会社 | オーケー食品<br>工業㈱ | 所有<br>直接 51.3        | 当社製品<br>の販売、<br>商品の仕入 | 資金の貸付<br>(注 2)  | 3,046  | 長期貸付金        | 4,300      |
| 子会社 | ニッポン冷食㈱       | 所有<br>直接 100         | 事業譲受                  | 譲受資産合計<br>(注 3) | 7,388  | 流動資産<br>固定資産 | —<br>5,821 |

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は、当期の平均残高を記載しております。

(注3) 事業譲受については、当社の機構改革に基づいてニッポン冷食㈱の冷凍食品製造事業を譲り受けたものであり、取引金額はニッポン冷食㈱の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。なお、同社は今回の事業譲渡により連結対象から外れております。

10. 1株当たり情報に関する注記

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1株当たり純資産額         | 1,953 円 89 銭 |
| 1株当たり当期純利益        | 132 円 93 銭   |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 115 円 96 銭   |